

平成25年6月定例会 経済委員会（付託）

平成25年6月18日（火）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

森田委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時36分）

直ちに議事に入ります。

これより、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】 な し

森本労働委員会事務局長

報告事項等はありません。

どうぞ、よろしく願いいたします。

森田委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

西沢委員

私は、労働委員会は今までたまにしか来てませんけれども、ずっと考えてみますと、労働者や経営者に対しての仲介とか調停するとか、そういうものの中で、他の人は分からないんですけれども、見ていてどれだけ内容を知っとんかなというのが分からないんですね。例えば、調停委員がどんな人がやってて、どういうふう選ばれてるんかとかね。そんなことも分からないんですよね。聞いたことないんですよね。

だからもっと、まずこの委員会をする前に、本当は勉強会をしてもらいたいなど。最低の勉強会はしとかんかったら、その上に立って議論は非常に分かりにくいんじゃないかなと、やりにくいんじゃないかなと思うんですよ。私自身、内容的にどうなっとんかなと、どういう仕組みがあるんかなと。中央労働委員会と地方労働委員会の関係とか、裁判所との関係とか、そんなものも全体的に私自身も頭の中で把握できないところがあって、これは私だけなんかなと思うんですよ。

だから本当は、こういう特殊な委員会、多分あんまりほとんどの人が勉強されてないようなところに対しては、まずは勉強すると。ある程度、事前的に勉強してから始めるというのが正解ちゃうんかなと思うんですけれども。

森田委員長

小休いたします。（10時38分）

森田委員長

それでは再開いたします。（10時41分）

西沢委員

では、そもそも論から言います。中央労働委員会とはどういう組織ですか。

河野調整課長

中央労働委員会につきましては、国のほう、厚生労働省で設置いたしておりまして、扱う問題としましては、都道府県の労働委員会が各都道府県単位の問題を扱っているのに対しまして、1つには複数の県にわたります問題を取り扱う機関となっております。

それからもう1点につきましては、例えば、不当労働行為という問題がありますけれども、そういったものにつきまして、都道府県の労働委員会で判断が下りました問題につきまして、当事者のほうからの不服申立につきまして、言ってみれば、裁判所で申し上げますと二審的な機関としまして判断を下すという2つの役割を持っております。

西沢委員

不当労働行為が中心ですか。例えば、両方ありますよね、経営者側から申し立てるものと、それから労働者側から申し立てるものと。だから、不当労働行為というのは労働者側の申し出ですかね。両方いけるんでしょ。

河野調整課長

不当労働行為につきましては、労働者側からやっております。

西沢委員

ということは、経営者側からは中央労働委員会には申し立てできないということですね。

河野調整課長

中央労働委員会に対しましては、両方側からいきます。不当労働行為の問題が起こった場合につきまして、都道府県の労働委員会に対しましては、労働者側から申し立てはしますけれども、都道府県労働委員会で判断が下りまして、その結果につきまして、その不服申立につきましては、労働者、それから当事者であります経営者、両方から中央労働委員会に対しまして申し立てができるというような制度になっております。

西沢委員

だから、不当労働行為だけではないんですね。経営者側からすれば、そういうことではないと思いますよね。だから、結論的に言うたら、どちらからもできるんですね。

河野調整課長

地方労働委員会の決定に不服がありまして、それを中央労働委員会に対しまして、再審的な申し立てをする場合につきましては、両方側からいけるというふうになっております。

西沢委員

両方からいけんかったらおかしいですね。平等な会というのが中央労働委員会でしょ。両方に平等なのが中央労働委員会であって、どちらかに偏っているというもんじゃないんですね。

河野調整課長

西沢委員がおっしゃられますように、例えば、都道府県労働委員会の決定に対しまして、中央労働委員会は、その決定の内容につきましての再審、その内容に双方から不満がある場合につきましては、再度審査を行う委員会でございます。

西沢委員

もう一遍ちゃんと結論だけ言うてください。平等なんですか、それとも片方からだけなんですか。

河野調整課長

都道府県労働委員会の決定に不服がある場合に、中央労働委員会に対しまして、再審申し立てを行う場合につきましては、両側からいけることになっております。

西沢委員

最初はもう労働者側からの申し立てが中心なんですか。ということは、元々は平等じゃないということですね。経営者側からの申し立ては最初からできないと。最初は労働者側からすると。そして、その中で色々と不服があった場合には、使用者側からもできるということですか。

河野調整課長

今、西沢委員さんには、不当労働行為の件で御説明させていただいておりますけれども、不当労働行為につきましては、要するに、労働者が労働組合に加入していることによりまして、不公平な扱いを受けた場合につきましては、その救済を申し立てる制度ということになっております。その制度の趣旨から申し上げまして、都道府県労働委員会に対しまして、不当労働行為の申し立てをする場合につきましては、労働者から都道府県労働委員会に申し立てを行うと。

ただ、その都道府県労働委員会で決定しました判断について不服がある場合につきましては、最初に申し立てをいたしました労働者、それから当事者であります経営者、その双方から中央労働委員会に対しまして申し立てができるというような制度になっております。

西沢委員

平等でないということですね。両方じゃなくて、労働者側に配慮して労働委員会ができていると。大きく言えば、そういう流れになりますね。今の話を聞くとそう思います。最初は経営者側からはものは言えないと。労働者側から話があって、その話の中でまた経営者側がものと言える状態になってくる可能性もあるということでしょう。

森本労働委員会事務局長

2点お話したいんですけれども、労働委員会の大きな仕事、役割といたしまして、まずは、不当労働行為を扱っております。不当労働行為につきましては、労働組合法7条で、さっき河野課長も説明いたしましたけれども、例えば、組合員であることによって不利益な扱いを受けた場合については、組合側ないしは労働者個人から労働組合法の規定に基づいて、申し立てをすることができる制度になっております。その結果、労働委員会として判断し、命令が出たとしまして、その命令に対しまして不服がある場合については、二審的に中央労働委員会のほうに、労働者側も経営者側も再審査を求めることができる制度になっております。

一方、この不当労働行為とは別の話といたしまして、調整事件というのを扱っております。これにつきましては、経営者側、あるいは労働者側、あるいは双方から労働条件等について、本来ですと、労使双方で円満、円滑に御協議いただくというのが基本のスタンスでございますけれども、そこに労働委員会が何らかの形で、例えば、あっせんなり、調停なり、仲裁なりという形で、円満、円滑な労使関係構築のために、お手伝いをさせていただくという意味で、そういうあっせん等の手続を行っております。

その場合につきましては、経営者側、労働者側のそれぞれから、あるいは双方からの申し出によって、お手伝いさせていただくということです。大きく分けて、この2つの制度、仕事をさせていただいているという状況でございます。

西沢委員

調停、話し合いですね。話し合いの場合は両方からできると。でも、そういう不当労働行為の訴えに対しては、当然、労働者側からしかできないと。労働者の不当労働行為的な何かがあった場合でも、調停しかできないと。労働者が違反するようなことがあって、それを処理するには、会社内で処理するしかない。その中で、労働者から不服がある場合は、労働者が中央労働委員会に訴えると、そういう仕組みしかないということですね。

例えば、労働事件で労働組合ができました。そこで、普通だったら団体交渉はしませんとか、しようとか、色々ありますよね。でも、団体交渉してる中で話し合いができると、その時に、強制的に、例えば会社を止めてしまうと。会社が困るから中央労働委員会に、調停しかないですね。

要するに、普通の状態じゃなくて、かなりきつい違反的なことがあったとしても、それは調停でしかない。労働者側が訴えるような、もっときついことではない。当然、労働委員会は労働者側に寄った組織だと。平等ではないということが、中央労働委員会の一

番最初の出足というのか、出発になるのかな。考え方としては。

森本労働委員会事務局

労働委員会は、先程申し上げましたように、不当労働行為等については、例えば、労働組合法であったり、労働関係調整法など、様々な法律等の規定に基づいて、労働委員会といたしましても、活動している状況でございます。それを例えば平等でないという表現をもって、法律の評価をされることに対しまして、我々としては、法律の施行を前提としまして、職に専従しているということを申し上げるのみでございます。

西沢委員

私が何でこんなことを言うかといったら、多分、地方労働委員会とか中央労働委員会ができた一番最初の話は、そういう労働争議を解決しよう。要するに、労働者側が訴えることをどないかしようということが中心になってできたから、こういうふうなことになっているのではないかなと思うわけです。この法律ができたのがね。だから、平等という意味においては、法律はそうですよ、法律はできていますけれども、発端が片一方側の話としてできたんじゃないかなと思うから、そう言ってるわけです。

この話はこのままで置いておきます、法律的にできるのだから、そういう2つの流れの中で、経営者側は調停の話だけしかできない、持ち込んでこれないということですね。それはそれで、その方向でいくしかないと思うんですけれども、会社側から調停という話は今までによくあったと思うんですけれども、この1年間ぐらいでは、どのぐらいありましたか。

河野調整課長

平成24年度につきましては、あっせんで会社側から1件ございました。内容につきましては、組合側と賃金の支払いについての交渉をやっておりまして、その交渉につきまして解決がつかないということで、会社側から労働委員会に対しまして、あっせんを求めてまいりまして、その1件を取り扱っております。この件につきましては、平成25年3月に解決いたしております。

西沢委員

じゃあ、労働者側の調停もしくは不当労働行為は何件ありましたか。

河野調整課長

平成24年度につきましては、あっせんにつきましては、新規で21件が上がっております。そのうち1件が先程申しました使用者側で、残り20件が労働者側から出てきております。それで、取り扱いました内容につきましては、賃金の未払い等の問題が多くなっております。

西沢委員

やっぱり数値的にも言うと、かなり違いますよね。1件対20件ですか。だから、もっと両方が話し合いできるような、両方が本当に同じぐらいになるような、やっぱり何かあったら地方労働委員会に言うんだと。裁判にかけるよりもね。裁判にかける以前に、ここに来るということが地方労働委員会の一番良いところだと私は思うんです、裁判にかけるまでにね。だから、両方から持ち込んできやすいような仕組みを作っておくというのが、私は良かったんでないかなと思います。法律ですから仕方ないですけどね。繰り返しになりますけれども、私はそう思います、

それで、地方労働委員会の仕組みです。これは3つあるんですか。3つ何かなかったですか。

河野調整課長

労働争議の調整等につきましては、あっせん、それから調停、仲裁の3種類ございます。それで、あっせんにつきましては、労働者、使用者の片側からの申請、あるいは両方からの申請で取り扱っております。調停につきましては、基本的に労使双方からの申請に基づいて行っております。ただ、公益事業につきましては、片方側からの申請でも可能となっております。それから、仲裁につきましては、労使双方からの申請に基づくものでございます。

それと、先程、私から平成24年度の労働争議のあっせん件数につきまして、21件上がっていると申しましたけれども、これにつきましては、特に我々のほうで扱っております個別的労使紛争解決サービスということで、個人と会社の間のおっせんについて説明させていただきました。

西沢委員

確か記憶では3つあるなと思ったんですけど、そういうことですね。その調停とかあっせんとか、その仕事に対する委員がいますよね。何人いるんですか。

河野調整課長

労働委員会につきましては、現在15名が任命されております。それで、労働者側を代表します委員としまして5名、それから使用者側を代表とします委員としまして5名、それから公益委員としまして5名、計15名でございます。それで、実際のあっせん、特に一番多く扱っております個別的労使紛争解決のあっせんにつきましては、公益側、労働者側、使用者側各1名の計3名であっせんに当たっております。

西沢委員

どういうふうを選ぶんですか。

河野調整課長

あっせん委員の任命につきましては、予めあっせん委員として公示しているわけですが、その案件につきましては、不平等にならないように、基本的にローテーションを組みまして当たっていますけれども、案件によりまして、特に、例えば、その問題と利害関係にありますような委員さんがいるような場合につきましては、回避いたしまして、できるだけ平等に委員が問題に当たれるように選任いたしております。

西沢委員

ちょっと聞こえが悪かったんですけど、例えば、1つの話し合いの中で3人出てきますよね。その3人の中で、労働者側から1人いますよね、労働者側の中で出てくるのは、例えば、労働争議で共産党系とか色々ありますよね、同じ争議の中で、その方は除くという話ですか。

河野調整課長

直接、その争議が起こっております会社に直接関係しておるような場合につきましては、公正な判断ができないということで除くこととしております。

西沢委員

それは当然ですよ。関係者は一応除いておいて、関係者以外でということですよ。

河野調整課長

そうです。

西沢委員

ちょっと分からないのがですね、その中で労働者側の委員をどういうふうを選任しているかと。これは大きい組合からやっているんですか。

河野調整課長

委員の任命でございますけれども、労働者側につきましては、労働組合法に基づきまして、労働者団体からの推薦に基づいて任命するということになっております。具体的な選任につきましては、商工労働部で任命いたしております。

西沢委員

分かりました。色んな労働組合があると思いますんで、多分、労働組合側からもお願いは色々なところから出てきてるんじゃないかなという気がしますが、最終的には、誰がどうやって決めるんですか。今、言った商工労働部の担当の方が、どの人を選ぶというのを決めるんですか。

河野調整課長

先程も申し上げましたように、労働委員の任命につきましては、商工労働部で任命するとなっておりますので、我々、労働委員会におきましては、詳細な具体的な選定につきましては存じておりません。

西沢委員

分かりました。分からないから聞いてるんですよ、分からないことがいっぱいあるんで。しかし、本当はそれぞれで基本的な疑問点がいっぱいあるんじゃないかなと思ったんです。

だから、一番最初に、何か疑問点がいっぱいあるんじゃないかなという思いがあったから話させてもらったんです。分かりました。私の思いはまだあったにしても、今日はこれで置いておきますけれども、できたらそういうふうに、前もって話ができたらいいのかなと思っただけです。終わります。

森田委員長

他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。（11時01分）